

会 議 録

- 1 会議の名称 令和6年 第2回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和6年6月12日(水) 午前10時30分から
午前11時00分まで

3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室

4 出席した者の氏名

- (1) 委員 教育委員 松下陽子 八木洋子 山本正和
教育長職務代理者 森下洋一
- (2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 平松敏浩
社会教育課長 大村泰子
教育総務課課管理主事 松本治樹
教育総務課指導主事 守谷洋紀
- (3) その他 なし

5 議 題

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 議案第8号 | 令和6年度 要保護・準要保護児童生徒の認定について |
| 議案第9号 | 川根本町生涯学習推進協議会委員の委嘱について |
| 議案第10号 | 川根本町就学支援委員会委員の委嘱について |
| 議案第11号 | 川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について |
| 議案第12号 | 川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について |
| 議案第13号 | 川根本町学校運営協議会委員の委嘱について |

6 会議資料の名称 議案第8号～第13号

7 発言の内容

教育長職務代理者

前回の会議録について、委員の承認を求めます。

前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 異議なしと認めます。

【教育長職務代理者あいさつ】

教育長職務代理者

教育長が不在となっておりますので、私の方が会を進行します。一日も早い就任を願います。

本日は大変お忙しい中、令和6年第2回教育委員会にご出席いただきありがとうございます。よろしくお願いたします。

【議 事】

教育長職務代理人

ただ今の出席者は4名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。

よって、令和6年第2回川根本町教育委員会は成立しましたので、ただ今から開会します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議の公開及び会議録の公表について発言します。

お諮りします。本教育委員会議における、議案第8号 令和6年度要保護・準要保護児童生徒の認定については、個人のプライバシーに関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理人

それでは、議案第8号 令和6年度要保護・準要保護児童生徒の認定については本日の出席者の3分の2以上の同意を得ましたので、非公開といたします。

なお、会議録等につきましても、非公開とすることで、ご承知願います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理人

それでは、議事に入ります。

最初に、議案第8号 令和6年度要保護・準要保護児童生徒認定についてを議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局

それでは、議案第8号 令和6年度要保護・準要保護児童生徒の認定について、提案理由をご説明いたします。議案1ページをご覧ください。(協議会資料1ページから)

町は、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的に「川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱」を定め、就学に必要な措置を講じています。

今回、要綱第4条の規定により、令和6年度の準要保護児童生徒の認定審査をお願いするものです。なお、要保護児童生徒の認定は、該当者はありません。

審査対象は、5家庭で10人の児童生徒の保護者です。

詳細は、お手元の資料をご覧ください。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。(内容は非公開)
以上で説明を終わります。

教育長職務代理者 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長職務代理者 原案に対する意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長職務代理者 意見なしと認めます。

よって、議案第8号 令和6年度要保護・準要保護児童生徒の認定については、準要保護児童生徒を、原案のとおり認定します。

次に、議案第9号 川根本町生涯学習推進協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号 川根本町生涯学習推進協議会委員の委嘱について、提案理由の説明を申し上げます。

議案2～4ページ、協議会資料7～10ページをご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町生涯学習推進協議会委員は、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、協議会委員の承認をお願いするものです。

協議会委員の職務は、川根本町生涯学習推進協議会議規則（平成17年規則第41号）第6条各号において、生涯学習の実施計画の策定に関することや生涯学習活動の推進に関することとされ、第4条において委員は60人以内をもって構成し地区推進員、学識経験のあるものの中から選出するとなっております。なお、第9条において委員の任期は2年です。

令和5年度までは、協議会とは別に生涯学習推進本部会が設置されておりましたが、地域で取り組む生涯学習が定着したことから一定の役割を果たしたとされ、推進本部会は廃止となりました。令和6年度からは、各地区が今まで以上に主体的に地域の実情に即した生涯学習の推進を図っていくため、会長、副会長、地区推進員をもって協議会を構成し、教育長が委嘱することになります。

委員につきましては、別添の川根本町生涯学習推進協議会名簿のとおりであります。令和5年度より引き続きの委員任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とし、令和6年度からの委員は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となります。

4月1日に遡りの委嘱ということで、ご理解をいただきご承認をいただきたいと思っておりますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長職務代理者 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長職務代理者 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 川根本町生涯学習推進協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第10号 川根本町就学支援委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号 川根本町就学支援委員会委員の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

議案5ページ・6ページ、協議会資料11・12ページをご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町就学支援委員会は、川根本町就学支援委員会規則において設置を定めており、町内の障がいのある幼児、児童及び生徒に対する就学に関する適切な支援策等について審議する機関であり、14人以内の町教育委員会が委嘱又は任命した委員により構成するとされております。

委員の選出については、川根本町就学支援委員会規則第3条において、教育学、医学、心理学その他障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者となっております。

また、委員の任期は2年ですが、補欠の委員が選任された場合には、前任者の残任期間となります。

今回、ご承認をお願いする委員の方々につきましては、別添の名簿のとおりであります。任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までであります。

まず、医学分野から町内の学校医をお願いしております、上長尾田澤内科医院の田澤慶次先生、本川根診療所の松葉秀基先生。次に障がいのある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する方として、静岡県立吉田特別支援学校駿遠分教室教頭の杉本友紀乃先生。志太榛原4市2町組合立駿遠学園園長の藁科知之氏。次に教育学分野から、光の森学園の山下富士夫校長、三ツ星学園の石川泰宏校長、光の森学園の諸田朱美教諭、そして専門的な知識を有する経験者として、現在町内小中学校のスクールカウンセラーの増田督氏、元保育園長の小澤いつ子氏、町の教育相談員として勤務いただいております芦澤恵美子氏、現在町のスクールソーシャルワーカーとして勤務いただいております永野利晴氏の合計11名です。

いずれの方々も、それぞれのご経験から当委員会に適任の方々であると考えております。

以上、議案第10号 川根本町就学支援委員会委員の承認についての説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長職務代理者 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長職務代理者 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者

異議なしと認めます。よって、議案第10号 川根本町就学支援委員会委員の承認については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第11号 川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第11号 川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について提案理由の説明を申し上げます。

議案7ページ・8ページ、協議会資料13ページをご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町学校給食共同調理場運営委員会は、川根本町学校給食共同調理場条例第4条にその設置を定めており、共同調理場の運営に関する事項等について審議する機関とされ、12人以内の町教育委員会が委嘱した委員により構成するとされております。

委員の選出については、川根本町学校給食共同調理場条例施行規則第4条において、町議会の議員、教育委員、町立学校の学校長、町立学校のPTA会長、保護者の代表及び学識経験のある者とされております。

また、委員の任期は、保護者の代表及び学識経験のある者は2年、それ以外の委員は、その職の在任期間とされております。

今回、ご承認をお願いする委員の方々につきましては、学校再編及び異動等により校名の変更した学校長として、光の森学園校長の石川泰宏氏、光の森学園校長の山下富士夫氏です。

PTA会長及び保護者の代表であります。申し合わせにより令和6年度においては、町立学校のPTA会長は、光の森学園PTA会長の松葉千晴氏、保護者の代表は、三ツ星学園保護者母親代表の西原里佳氏をお願いすることのご承認をお願いするものであります。

以上、議案第11号、川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について説明を終わります。ご審議くださいますようお願いいたします。

教育長職務代理者 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長職務代理者 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者

異議なしと認めます。よって、議案第 11 号川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第 12 号 川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 12 号 川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について提案理由の説明を申し上げます。

議案 9 ページ及び 10 ページ、協議会資料 15 ページからご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町若者交流センター運営委員会委員は、川根本町若者交流センター条例第 17 条及び川根本町若者交流センター条例施行規則第 11 条の規定に基づいて運営委員会を設置し、今後の施設のより効率的・効果的な運営方法についての協議を進めていくことを目的としたものです。

委員の選出については、川根本町若者交流センター運営委員会規則第 3 条において規定されております、各分野における方々となります。

また、委員の任期は 2 年間ですが、補欠の委員が選任された場合には、前任者の残任期間となります。

今回は、別添の名簿のとおりであります。任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までであります。

まず、町議会議員として町議会からご推薦いただいた、議会第 2 常任委員会委員長の中原緑氏です。

次に区長分野からは、地元の徳山区長であります、森博士氏です。

次に教育委員として、教育長職務代理者の森下洋一氏です。

次に、学識経験者として、町の教育相談員の芦澤恵美子氏、現在若者交流センターで舎監業務を担当されております、山下真男氏です。

次に、川根高等学校関係者として、川根高校の中村泰子校長先生です。

そして、最後に川根本町学校給食共同調理場所長の平松であります。

いずれの方々も、それぞれのご経験から当委員会に適任の方々であると考えております。

以上、議案第 12 号「川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について」の説明を終ります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長職務代理者 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長職務代理者 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 異議なしと認めます。よって、「議案第 12 号川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第 13 号「川根本町学校運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議案第 13 号 川根本町学校運営協議会委員の承認について」提案理由の説明を申し上げます。

議案 11 ページ・12 ページ、協議会資料 17 ページからご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町学校運営協議会は、川根本町立学校における学校運営協議会設置規則において設置を定めており、学校が掲げる教育目標の実現に向け一定の権限及び責任を持って当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に対し協議する機関であり、20人以内の町教育委員会が委嘱又は任命した委員により構成するとされております。

委員の選出については、川根本町立学校における学校運営協議会設置規則第5条に第1から第7において、定めております。

また、委員の任期は1年ですが、補欠の委員が選任された場合には、前任者の残任期間となります。

今回、ご承認をお願いする委員の方々につきましては、別添の名簿のとおりであります。任期は令和7年4月1日から令和8年3月31日までであります。

まず、光の森学園の委員として、地域・有識者から神田耕一郎氏、同じく神東美希氏、同じく森下洋一氏、保護者代表として小泉香楠氏、松下陽子氏、松葉千晴氏、校長として山下富士夫氏、CS推進員として風間宏夏氏、川口舞子氏。

次に三ツ星学園の委員として、地域・有識者から長嶋洋介氏、同じく松浦あづみ氏、同じく森下正章氏、保護者代表として坂本賀子氏、渥美真吾氏、馬場清人氏、校長として石川泰宏氏、CS推進員として植田直美氏。

いずれの方々も、それぞれのご経験から当委員会に適任の方々であると考えております。

以上、議案第13号、川根本町学校運営協議会委員の承認についての説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長職務代理者 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長職務代理者 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 異議なしと認めます。よって、「議案第13号川根本町学校運営協議会委員の承認について」は、原案のとおり承認されました。

8 閉 会

教育長職務代理者

本日の日程は、終了しました。以上をもちまして、令和6年第2回川根本町教育委員会を閉会します

上記に相違ないことを確認する。

教育長職務代理：森下洋一

委 員：松下陽子

委員：八木洋子

委員：山本正和